

愛知県コーフボール協会 規約

第1章 総則

第1条 【名称】

本会は、愛知県コーフボール協会（英語表記：Aichi Korfball Association、以下「本会」という。）と称する。

第2条 【事務局】

本会の事務局は、役員会が定める場所に置く。

第3条 【目的】

本会は、愛知県内におけるコーフボール競技の普及・振興を図るとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの発展と、多様な文化体験の機会を創出することを目的とする。

第4条 【事業】

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- コーフボール競技の普及・育成に関する事業
- 大会・イベント・交流活動の企画・運営
- 指導者・審判員の育成・認定に関する事業
- 企業・行政・教育機関との連携・協力
- 日本コーフボール協会（JKA）との連絡・調整
- その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 【関係団体】

本会は、日本コーフボール協会（JKA）に加盟し、その指導・支援のもとに活動する。

第2章 会員

第6条 【会員】

本会の会員は、次の種別とする。

- (1) 正会員：愛知県内に所在し、本会の目的に賛同して入会した個人・チームおよび団体
- (2) 賛助会員：本会の活動を支援する個人・法人・団体
- (3) 特別会員：本会に特に貢献があると認められた個人・法人・団体
- (4) 一般会員：競技参加・練習参加・イベント参加のための登録者。議決権なし

第7条 【入会】

入会を希望する者は、本会所定の申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

第8条 【会費】

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- 2 納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第9条 【退会】

会員が退会を希望するときは、退会届を提出しなければならない。

- 2 会費を1年以上滞納した場合は、退会したものとみなすことができる。

第10条 【除名】

会員が本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に違反する行為をした場合は、総会の議決により除名することができる。

第3章 役員

第11条 【役員】

本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名以上
- (3) 会計 1名

(4) その他、役員会が必要と認める役員若干名

第12条 【役員を選任】

- 1 役員は、総会において会員の中から選任する。
- 2 役員は、相互に兼任することができない。ただし、役員会が特に認めた場合はこの限りでない。

第13条 【役員の職務】

- 1 代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が職務を行うことができないときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。

第14条 【役員任期】

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第15条 【顧問・相談役】

- 1 本会に顧問または相談役を置くことができる。
- 2 顧問・相談役は、役員会の議決により選任し、代表が委嘱する。
- 3 顧問・相談役は、重要な事項について代表の諮問に応じることができる。

第4章 会議

第16条 【総会】

- 1 総会は、本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。
- 2 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 3 定期総会は、毎年1回、年度内に開催する。
- 4 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、または正会員の過半数から請求があったときに開催する。

第17条 【総会の議決事項】

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任・解任
- (3) 事業計画・収支予算の承認
- (4) 事業報告・収支決算の承認
- (5) 本会の解散
- (6) その他、重要事項

第18条 【総会の招集・議決】

- 1 総会は、代表が招集する。開催の前日までに議題・日時・場所を会員に通知しなければならない。
- 2 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない事情により出席できない会員は、書面または委任状をもって議決権を行使することができる。

第19条 【役員会】

役員会は、代表・副代表・会計および代表が指名した役員をもって構成する。

- 2 役員会は、代表が必要と認めるときに招集する。
- 3 役員会は、総会の議決した事項の執行、日常会務の処理、総会に付議すべき事項の審議等を行う。
- 4 役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決する。

第5章 財務

第20条 【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 【経費】

本会の経費は、会費・補助金・寄付金・事業収入その他の収入をもって充てる。

第22条 【財産の管理】

- 1 本会の財産は、代表の名義をもって管理する。
- 2 財産の管理・運用に関する重要事項は、役員会の議決による。

第23条 【収支報告】

会計担当役員は、毎会計年度の収支計算書を作成し、定期総会において報告しなければならない。

第6章 雑則

第24条 【規約の改廃】

この規約は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により改廃することができる。

第25条 【解散】

- 1 本会は、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。
- 2 解散時の残余財産は、役員会の議決により、本会と類似の目的をもつ団体に帰属させる。

第26条 【委任】

この規約に定めのない事項については、役員会の議決による。

附則

本規約は、2026年4月14日の設立総会をもって制定し、同日より施行する。

以上